

毎週火、金曜日発行（但休日に当る）は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱  
土地の公用廃止  
基準看護、基準給食施設の承認  
ひな白痢検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇人委規則 職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正  
管理職手当に関する規則の一部改正
- ◇正誤 昭和三十六年九月二十六日付け鳥取県告示第五百四十号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百七十二号

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱（昭和三十五年十二月鳥取県告示第六

百二十一号）の一部を次のように改正し、連年災害における補助の特例については、昭和三十五年一月一日以降に発生した災害について適用する。

昭和三十六年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第二項に次の一号を加える。

七 土砂崩壊防止事業

第四条第一項に次の一号を加える。

九 土砂崩壊防止事業に係るもの

事業の対象が公共的施設に係るものについては、当該事業費の三分の二以内

その他の事業にあつては、当該事業費の十分の五以内

第四条に次の二項を加える。

3 災害復旧事業費のうち、法第三条の二第一項に規定する連年災害における補助率の特例の対象となる事業費については、前二項の規定にかかわらず同条同項に規定する補助率の範囲内とする。

4 前項の規定を適用しないものとして、第一項及び第二項の規定により算出した補助の額が、前項の規定を適用して算出した補助の額をこえる場合は、前項の規定は適用しない。

第八条中「第四条第二項」を「第四条第二項又は第三項」に改める。  
様式第二号を次のように改める。

様式第2号

番 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

市 町 村 長 氏 名 ④

昭和 年度 補助率増高申請書 (連年災害補助率適用申請書)

昭和 年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱による高率補助を受けたく申請する。

記

郡名	市町村名	区 分	当該市町村の 総事業費(A)		耕作の事 業を行つた 農地の実 数(B)	1人当 り事業 費 A/B	8万円×B(C)		(15万円-8万円)×B(D)	
			農地 施設	農業用 施設			農地 補助金	農業用施設 補助金	農地 補助金	農業用施設 補助金
		連年災害の場合								
		連年災害の場合								
		連年災害の場合								
		連年災害の場合								
		計								

A-(C+D) (E)		補助金計 C+D+E(F)		補助率 F/A(G)		当年度災害の補 助金の額(H)	
農地	農業用施設	農地	農業用施設	農地	農業用施設	農地	農業用施設
事業費補助金	事業費補助金						

- 注 1. 旧市町村の区域で補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、市町村名の下段に旧市町村名及び旧市町村が現市町村に合併した年月日をおいて併記すること。
2. A欄の上段には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、同欄の下段には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。
3. 補助率増高の申請をする市町村についてはC欄からH欄までの上段は記入を要しない。







給する場合

第十九条の二第一項中「次期枠外昇給の時期から、当該昇給後の給料月額」を「次期枠外昇給の時期を起算日として、当該次定期昇給若しくは当該次期枠外昇給を行なったものとした場合の給料月額」に改め、同条第二項中「該当して昇給した職員については、前項の「直近上位の給料月額」を「二号給上位の給料月額」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。」を「該当して二号給昇給（以下「重復昇給」という。）した職員については、重復昇給が行なわれないものとした場合に重復昇給前の号給の直近上位の号給へ定期昇給若しくは枠外昇給することとなる時期を起算日として、この起算日から重復昇給前の号給より三号給上位の号給へ定期昇給若しくは枠外昇給することとなる時期までの期間から短縮しようとする月数の合計月数に相当する期間を差し引いた期間を下らない期間を勤務した後における前条第一項に規定する昇給の時期において、直近上位の給料月額に昇給させるものとする。」に改める。

第二十一条第二号中「第四項」を「第三項」に改める。別表第五中

初任給
一三、八〇〇円
一〇、八〇〇円
九、四〇〇円

を

初任給	備考
一三、八〇〇円	
一〇、八〇〇円	
九、四〇〇円	県警察学校の初任科を卒業した者の卒業した日における初任給は一〇、三〇〇円とする。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第十五条第一項第七号の規定及び同条第二項の改正規定は、昭和三十六年十月一日から、別表第五の改正規定は、昭和三十六年三月二十七日から適用する。ただし、昭和三十六年三月二

十七日に県警察学校の初任科を卒業した者に対しては、別表第五の改正規定中「卒業した日」を「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する

規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「その者について定められた給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。」を「それぞれその者について定められた給料月額に同条一号に該当する者にあつ

ては百分の八、同条第二号又は第三号に該当する者にあつては百分の七を乗じて得た額とする。」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
- この規則の施行前において改正前の管理職手当に関する規則の規定に基づいてすでに管理職員に支払われた昭和三十六年四月一日からの規則施行の日までの期間に係る管理職手当は、改正後の管理職手当に関する規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

正誤

昭和三十六年九月二十九日付け鳥取県告示第五百四十四号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁段 行 誤 正

- |     |       |           |                  |
|-----|-------|-----------|------------------|
| 2 上 | 終りから2 | 下蚊屋字坂尻    | 下蚊屋字下坂尻          |
| 2 下 | 5     | 当該保安林所在役場 | 当該保安林予定森林所在市町村役場 |